

# 折居清掃工場更新施設整備運営事業

## 実施方針

平成 2 5 年 1 2 月

城南衛生管理組合

城南衛生管理組合（以下「組合」という。）は、折居清掃工場更新施設整備運営事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に準じて、DBO（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施する。

本実施方針は、特定事業（PFI法第2条第2項において「公共施設等の整備等に関する事業であつて、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。」と定義されているもの。）の選定及び特定事業を実施する落札者の選定を行うに当たり、本事業に対する組合の方針を定めるものである。

## 目 次

I. 用語定義	1
II. 特定事業の選定に関する事項	3
1. 事業内容	3
2. 民間事業者が実施する業務の範囲	5
3. 組合が実施する業務の範囲	6
4. 特定事業の選定	7
III. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	9
1. 募集及び選定スケジュール（予定）	9
2. 応募者の参加資格要件	9
3. 落札者の審査及び選定	13
4. 応募に係る提出書類	14
5. 落札者決定後の手続	14
6. 著作権	15
7. 応募に係る費用負担	15
8. 消費税に関する取扱	15
9. 暴力団に関する取扱	16
10. 談合に関する取扱	16
IV. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に 関する事項	18
1. 想定されるサービスの水準・仕様	18
2. 想定されるリスク及び分担	18
3. 組合による事業の実施状況の監視	18
4. 事業終了時の取り扱い	19
5. 地元雇用や地元企業の活用	19
6. 情報公開	19
V. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	20
1. 施設の立地条件	20
VI. 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に 関する事項	21
VII. 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	22
VIII. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に 関する事項	23
1. 法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項	23
2. 財政上及び金融上の支援等に関する事項	23

3. その他の支援に関する事項	23
IX. その他特定事業の実施に関し必要な事項	24
1. 議会の議決	24
2. 情報公開及び情報提供	24
3. 実施方針等に関する問い合わせ先	24
参考資料① 事業スキーム図	25
参考資料② 事業に係るリスク分担	26
参考資料③ 位置図	28
参考資料④ 全体配置図	29

## I. 用語定義

本実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

- 処 理 対 象 物：一般廃棄物のうち、家庭系可燃ごみ、事業系収集可燃ごみ、粗大ごみ処理施設からの破砕後の可燃ごみをいう。
- 落 札 者：応募者のうち、本事業を実施する者として選定された者をいう。
- 民 間 事 業 者：本施設の設計・施工業務及び運營業務に係わる落札者、建設請負事業者、運営事業者の総称をいう。
- 本 施 設：本事業において整備を予定している折居清掃工場更新施設の建築物、敷地、プラント等の全てをいう。
- 設 計・施 工 業 務：本施設の設計・施工に係る業務をいう。なお、必要に応じて実施する、現折居清掃工場の一部改造に伴う解体撤去工事及び現折居清掃工場の解体設計、解体工事、跡地利用工事を含む。
- 運 営 業 務：本施設の運営に係る業務であり、受付管理業務、運転管理業務、用役管理業務、維持管理業務、余熱利用管理業務、搬出管理業務、情報管理業務等からなる。
- 基 本 協 定：本事業開始のための基本的事項についての、組合と落札者との間で締結される協定をいう。
- 事 業 契 約：基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約の3契約の総称をいう。
- 基 本 契 約：本事業の実施に際し、組合と民間事業者との間で締結される、相互の協力、支援等について定める契約をいう。
- 建 設 請 負 事 業 者：落札者のうち、本施設の設計・施工業務を担当する単独の企業又は特定建設工事共同企業体をいう。
- 建 設 工 事 請 負 契 約：組合と建設請負事業者との間で締結される契約をいう。
- 運 営 事 業 者：構成員が出資を行い、本施設の運營業務を担当するために設立される特別目的会社をいう。
- 運 営 業 務 委 託 契 約：組合と運営事業者との間で締結される契約をいう。
- 応 募 グ ル ー プ：本事業の入札に一体として参加する企業グループをいう。
- 応 募 者：入札に参加する応募グループをいう。
- 構 成 員：応募グループに参加する企業のうち、運営事業者に出資する企業をいう。
- 協 力 企 業：応募グループに参加する企業のうち、運営事業者に出資しない企業をいう。
- 代 表 企 業：応募グループに参加する企業のうち、代表して応募手続等を行う企業をいう。
- プ ラ ン ト：本施設のうち、処理対象物を焼却処理するために必要な全ての機械設備、電気設備、計装制御設備等をいう。
- 建 築 物：本施設のうち、プラントを除く施設、設備をいう。
- 事業者選定委員会：PFI法に準じ、本事業の実実施方針の策定、特定事業の選定、落札

者の選定等に関する審議等を目的に組合が設置する、学識経験者等で構成された「城南衛生管理組合折居清掃工場更新施設整備運営事業者選定委員会」をいう。

募 集 要 項：本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者選定基準書などの資料であり、本事業に関する要求水準、契約条件、落札者の選定基準等の基本条件を示す資料をいう。

事 業 提 案：本事業の募集要項に従い民間事業者が提出する事業提案書、入札（価格提案）書及びその他資料の全てをいう。

## II. 特定事業の選定に関する事項

### 1. 事業内容

#### (1) 事業名

折居清掃工場更新施設整備運営事業

#### (2) 対象となる公共施設の種類

施設の種類	一般廃棄物処理施設
建設地	京都府宇治市宇治折居 18 番地（現折居清掃工場の敷地内）
施設概要	処理対象物を受け入れ、焼却処理を行い、処理過程で発生する熱エネルギーの有効活用を図る施設
施設規模等	115 t / 日（57.5 t / 24h×2 炉）
処理方式	全連続燃焼式ストーカ方式
供用開始	平成 30 年 4 月 1 日（予定）

#### (3) 公共施設の管理者

城南衛生管理組合 管理者 山本 正

#### (4) 事業目的

組合では、今後のごみ処理のあり方として、効率的なごみの減量を進め、適正な廃棄物処理システムを構築するとともに、管内において発生するごみを長期的かつ安定的に処理できる体制の構築を目指し、ごみ処理に関する基本方針を以下のとおり定めている。

基本方針 1（排出段階での対策）：構成市町との連携による排出抑制の徹底

基本方針 2（再資源化対策）：効率的かつ多様な再資源化体制の整備による循環型社会の構築

基本方針 3（適正処理対策）：環境負荷の少ない適正なごみ処理体制の確立・継続による低炭素社会の構築

本事業においては、上記の基本方針の実現に向けて、「高効率ごみ発電施設」として余熱を有効利用するとともに、省エネルギーを図った環境にやさしい施設とすることで、住民にも理解される循環型社会及び低炭素社会の構築を目指す。

また、各設備は最新の技術を導入し、万全の公害対策のもと、安全で住民に親しまれる施設を目指す。本施設を 30 年稼働させることを念頭におき、長期にわたり連続して安定運転ができるものとする。

#### (5) 施設の基本方針

本施設の基本方針は、住民の理解を得ながら循環型社会及び低炭素社会を構築することを目指し、長期にわたり連続して安定運転できることを念頭において、以下の 4 点とする。

- ① 安全・安定的に処理できる施設
- ② 環境に配慮した施設
- ③ 経済性に優れた施設
- ④ ごみの持つエネルギーと水資源の有効利用

## (6) 事業概要

本事業はD B O (Design : 設計、Build : 施工、Operate : 運営) 方式により実施する。

※参考資料①「事業スキーム図」参照

落札者のうち、建設請負事業者となる単独の企業又は特定建設工事共同企業体は、本施設の設計・施工業務を行う。

さらに、落札者は、運営事業者を設立し、20年間の運営期間にわたって、本施設の運営業務を行う。(詳細は「2. 民間事業者が実施する業務の範囲」を参照)

組合は、本施設の設計・施工及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

### ① 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ・ 設計・施工期間：契約締結日から平成32年3月31日まで

※本施設は、平成30年3月31日までに組合に引渡しを行う。

※平成30年4月1日から平成32年3月31日まで現折居清掃工場の解体設計、解体工事、跡地利用工事を実施する。

- ・ 運 営 期 間：平成30年4月1日から平成50年3月31日まで

(20年間)

### ② 契約の形態

組合は、本事業開始のための基本的事項に係り、基本協定を落札者と締結する。

組合は、基本協定に基づき、設計・施工業務及び運営業務を一括で委託し、もしくは請け負わせるために、本事業に係る基本契約を民間事業者と締結する。

また、組合は基本契約に基づき、建設請負事業者と、本事業に係る建設工事請負契約を締結する。

さらに、組合は基本契約に基づき、運営事業者と、本事業に係る運営業務委託契約を締結する。

### ③ 予定価格

入札公告時に公表する。

## (7) 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を行うに当たって、必要とされる関係法令等を遵守する。

## (8) 事業スケジュール (予定)

本事業に関する主要なスケジュールは、以下を予定している。

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| ① 実施方針の公表         | 平成25年12月18日(水) |
| ② 実施方針に対する質問の受付期限 | 平成25年12月26日(木) |
| ③ 実施方針に対する質問への回答  | 平成26年1月10日(金)  |
| ④ 特定事業の選定の公表      | 平成26年4月        |
| ⑤ 入札公告            | 平成26年4月        |
| ⑥ 対面的対話の実施        | 平成26年8月        |
| ⑦ 落札者の決定・公表       | 平成27年1月        |
| ⑧ 基本協定の締結         | 平成27年1月        |



⑨ 仮契約の締結	平成 27 年 2 月
⑩ 議会議決	平成 27 年 2 月
⑪ 事業契約の締結	平成 27 年 2 月
⑫ 設計・施工業務着手	契約日
⑬ 本施設の引渡し	平成 30 年 3 月 31 日
⑭ 本施設の供用開始（運營業務着手）	平成 30 年 4 月 1 日
⑮ 設計・施工業務完了	平成 32 年 3 月 31 日
⑯ 契約終了	平成 50 年 3 月 31 日

## 2. 民間事業者が実施する業務の範囲

### 2.1 設計・施工業務

設計・施工業務は以下のとおりとする。

#### (1) 設計業務

本施設のプラント設備工事、建築工事、建築設備工事及びその他関連工事の設計を行う。建設請負事業者は、自らの判断により必要に応じて地質調査等の追加調査を行う。

また、現折居清掃工場の解体工事に先立ち、所轄の労働基準監督署長に提出する解体作業計画書を作成する。「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」等に従い、現折居清掃工場のダイオキシン類、アスベスト等の汚染物の調査を行う。

#### (2) 施工業務

本施設のプラント設備工事、建築工事、建築設備工事及びその他関連工事を行う。必要に応じ、現折居清掃工場の一部改造に伴う解体撤去工事を行う。また、試運転及び引渡性能試験を行い、本施設を本組合に引き渡す。

#### (3) 解体業務

現折居清掃工場及び現管理棟の解体工事を行う。また、解体で発生した有価物及び廃棄物の処理、処分を行う。

#### (4) 跡地利用工事業務

現折居清掃工場及び現管理棟の解体後の跡地利用として、以下の工事を行う。なお、跡地内に別途、事務所棟を整備する計画（別事業）であることに留意のこと。

- ① ごみ収集車の洗車場整備（4台分高圧水洗浄方式）
- ② アスファルト舗装（駐車場用線引きを含む）
- ③ 車庫棟整備（倉庫含む）
- ④ 緑地整備（芝張り含む）
- ⑤ 外構工事（フェンス設置工事、雨水排水溝工事等）

### 2.2 本施設の運營業務

本施設の主な運營業務は以下のとおりとする。

#### (1) 受付管理業務

本施設に搬入したごみの受付及び計量を行う。また、計量した記録の集計、保管、管理、報告を行う。

(2) 運転管理業務

本施設を関係法令、公害防止条件等を満たすよう適正に運転する。本施設に処理不適物が搬入されないよう、搬入車に対して適切な誘導、指導を行う。また、搬入されたごみの性状について、定期的に分析・管理を行う。

(3) 用役管理業務

本施設の稼働に必要な助燃材、薬剤等を確保する。

(4) 維持管理業務

本施設の適正な運転ができるよう点検・検査（法定点検を含む。）、補修・修繕を行う。また、消耗品、予備品の調達、管理を行う。

(5) 余熱利用管理業務

本施設の運転に伴い発生する余熱の有効利用として発電を行う。発電した電気は、本施設を稼働する上で使用し、余剰分は売却する。ただし、売電先は組合と協議のもとで決定し、余剰電力の売電収入は組合に属する。

(6) 搬出管理業務

本施設の運転に伴い発生する焼却灰、飛灰、鉄類等を場外に搬出するため、場内での積込み作業までを行う。なお、焼却灰、飛灰等の運搬及び処分は本組合が行う。

(7) 情報管理業務

上記(1)～(6)及び下記(8)の業務に関する記録等を整理、管理する。また、これらの事項のうち、ごみ処理実績等の基礎情報を公表する。

(8) その他業務

その他の業務として、以下の業務を行う。

- ① 運営事業終了時の引継業務
- ② 本施設の安全管理及び警備業務
- ③ 清掃業務（一部、組合で実施）
- ④ 環境影響評価の事後調査
- ⑤ 周辺住民対応
- ⑥ 施設見学者対応支援（見学以外の住民の施設利用の支援を含む。）

### 3. 組合が実施する業務の範囲

組合が実施する主な業務は、次のとおりとする。

(1) 用地の確保

組合は、本事業を実施するための用地を確保する。

(2) 環境影響評価手続

組合は、本事業に係る環境影響評価の手続を行う。

(3) 住民対応

組合は、本事業に対する住民等からの問合せ、苦情等に対し、説明等を行う。

(4) 処理対象物の搬入

組合は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物の搬入を行う。

(5) 売電収入の管理

組合は、余剰電力の売電収入の管理を行う。

(6) 焼却灰等の搬出・処分

組合は、本施設で発生した焼却灰等を場外へ搬出し、処分する。なお、焼却灰等の積み込みは民間事業者が行う。

(7) 本事業のモニタリング

組合は、設計・施工段階において、設計・施工の監理を行う。また、運営段階において、本事業の実施状況の監視を行う。

(8) 施設見学者等への対応

組合は、本施設の見学希望者等について、運営事業者と連携して適切な対応を行う。また、見学以外の住民の施設利用について、運営事業者と連携して適切な対応を行う。

(9) 建設費及び運営費の支払い

組合は、設計・施工業務の対価を建設請負事業者に、運營業務の対価を運営期間にわたって運営事業者を支払う。

(10) その他

組合は、循環型社会形成推進交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応を行う。民間事業者は、当該行政手続等について、必要資料の作成等の協力を行う。

#### 4. 特定事業の選定

以下の考え方・手順に従い、PFI法に準じて本事業を特定事業として選定する。

(1) 選定の考え方

次の2点を満たす場合、本事業を特定事業として選定する。

- ① 民間事業者を支払う設計・施工業務及び運營業務の対価を含め、事業期間全体における組合の費用の総額について定量的評価を行い、組合が自ら実施する場合と比較して公共財政負担の十分な削減が見込めること。
- ② 事業期間全体における事業責任分担及び公共サービスの水準について定性的評価を行い、組合が自ら実施する場合と比較して公共のリスクの低減及び公共サービス等水準の維持ないし向上が見込めること。

(2) 選定手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果は公表する。

① 定量的評価の実施

- ・事業期間全体における組合の費用の総額の評価

② 定性的評価の実施

- ・民間事業者に移転されるリスクの評価
- ・公共サービス等水準の評価

③ ①及び②の評価に基づき、本事業を特定事業として選定する。

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、評価の結果を、評価の内容とあわせて公表する。

### Ⅲ. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

#### 1. 募集及び選定スケジュール（予定）

本事業は、応募者が募集要項に規定する事業に参画するに足る資格を有しており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点から組合が要求する性能要件を満足することが見込める内容であることを前提として、落札者を選定する。なお、落札者の選定は、公平性、透明性の確保の観点から、総合評価一般競争入札により行う。

現時点で計画している民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、以下のとおりである。

① 入札公告	平成 26 年 4 月中旬
② 募集要項の公表	平成 26 年 4 月中旬
③ 募集要項に対する質問の提出期限(第 1 回)	平成 26 年 5 月中旬
④ 募集要項に対する質問への回答(第 1 回)	平成 26 年 6 月上旬
⑤ 入札参加資格審査申請書の提出期限	平成 26 年 6 月中旬
⑥ 入札参加資格審査結果の通知	平成 26 年 6 月下旬
⑦ 募集要項に対する質問の提出期限(第 2 回)	平成 26 年 8 月上旬
⑧ 対面的対話の実施(第 2 回質問への回答を兼ねる)	平成 26 年 8 月中旬
⑨ 事業提案書・入札書等の提出期限	平成 26 年 10 月上旬
⑩ 基礎審査の実施	平成 26 年 11 月
⑪ 非価格要素審査及び価格審査 (事業提案に係るヒアリング)	平成 27 年 1 月
⑫ 総合評価の実施(開札含む)	平成 27 年 1 月
⑬ 落札者の選定	平成 27 年 1 月

#### 2. 応募者の参加資格要件

応募者は、本事業を実施するために必要な能力と資本力を備えた複数の法人による企業グループ（以下「応募グループ」という。）とし、入札参加資格審査申請書の提出期限の日において、以下の要件を全て満たすこと。また、組合は応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

##### (1) 応募グループの要件

- ① 応募グループの構成員は、運営事業者に出資を行う。
- ② 応募グループは、2-(2)-④に定める「本施設のプラントの設計・施工を行う企業」の(ア)から(エ)までの要件を満たす企業を代表企業として定める。
- ③ 応募グループは、本事業の実施に際して、設計・施工業務、運營業務のうち主たる業務を請負又は受託する協力企業を定めることができる。ただし、協力企業は、本施設のプラントの設計・施工の主たる業務を請け負うことはできない。
- ④ 応募グループの構成員又は協力企業のうち、1法人は必ず、組合の構成市町（宇治市・城陽市・八幡市・久御山町・宇治田原町・井手町）内に本店を有す

る者（以下「地元企業」という。）であること。

⑤ 応募グループは、応募にあたり、代表企業、構成員及び協力企業を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにする。

⑥ 代表企業、応募グループの構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りでない。

## (2) 応募者の参加資格要件

### ① 共通の参加資格要件

全ての応募グループの構成員及び協力企業は、以下の要件を全て満たすものとする。

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。

(イ) この入札告示の日から開札の日までの間において、当組合の指名停止期間中の者でない者。（当組合の指名停止等の措置要綱にあてはめ指名停止に該当することとなる者を含む。）

(ウ) この入札告示の日から開札の日までの間において、京都府及び当組合の構成市町（宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、宇治田原町及び井手町）の指名停止期間中の者でない者。

(エ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている者。

(オ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。

(カ) 清算中の株式会社であって、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 514 条に基づく特別清算開始命令がなされていない者。

(キ) 振出若しくは引受した手形若しくは小切手が不渡りとなって以降 6 月を経過している者又は取引停止処分を受けていない者。

(ク) 国税（法人税又は所得税及び消費税）及び地方税を滞納していない者。

(ケ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過した者。

(コ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団の関係者及び不正に利益を得るためにその関係者を使用したり、その関係者に対して不当に利益を与えるなど社会的に非難されるべき関係を有していない者。

(サ) 次に示す者と資本面及び人事面において、関連がない者。（注）

- ・事業者選定委員会の委員、又は委員が属する企業
- ・本事業に関する発注者支援業務委託受注者及び協力会社
  - 株式会社エイト日本技術開発
  - ベーカー&マッケンジー法律事務所

○上記会社の関係会社

(注)「資本面において関連がある」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の20を超える株式を有する、又は、その資金の総額の100分の20を出資している者をいい、「人事面において関連のある」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

② 本施設の建築物の設計を行う企業

応募グループの構成員又は協力企業のうち、本施設の建築物の設計を行う企業は、以下の要件を満たすこと。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこと。

なお、本号②から⑥は、同一企業であっても問題ない。

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

(イ) 一般廃棄物処理施設（焼却施設）の建築物の設計業務の実績を有していること。（下請を可とする。）

③ 本施設の建築物の施工を行う企業

応募グループの構成員又は協力企業のうち、本施設の建築物の施工を行う企業は、以下の要件を満たすこと。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこと。

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）の建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 同法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近（入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において、審査基準日から1年7月を経過していないものに限る。）かつ有効な「建築一式」の工事の総合評定値が1,000点以上であること。

(ウ) 本施設の建築物と同種又は類似の施工実績（ごみピット等の地下構造物の施工実績を含む）を有すること。

(エ) 建設業法の規定に基づく直接的かつ恒常的な雇用関係にある本工事の工種に係る監理技術者を専任で配置できること。

④ 本施設のプラントの設計・施工を行う企業

本施設のプラントの設計・施工を行う企業は、応募グループの代表企業であり、以下の要件を満たすこと。

(ア) 建設業法の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 同法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近（入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において、審査基準日から1年7月を経過していないものに限る。）かつ有効な「清掃施設」の総合数値が1,000点以上であること。

(ウ) 以下の条件を全て満たす一般廃棄物処理施設（全連続燃焼式ストーカ方式に限る。）の元請（共同企業体の場合は代表者に限る。）での納入実績があること。

・1炉あたり57.5t/日以上規模かつ複数の炉で構成されている。

・発電設備を有する。

(エ) 建設業法の規定に基づく直接的かつ恒常的な雇用関係にある本工事の工種に係る監理技術者を専任で配置できること。

⑤ 現折居清掃工場の解体工事を行う企業

応募グループの構成員又は協力企業のうち、現折居清掃工場の解体工事を担当する企業は、以下の要件を満たすこと。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこと。

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）の建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 同法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近（入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において、審査基準日から1年7月を経過していないものに限る。）かつ有効な「建築一式」の工事の総合評定値が1,000点以上であること。

(ウ) ダイオキシン類暴露防止対策要綱（平成13年4月25日（基発第401号））に基づく廃棄物を対象とした焼却施設の解体工事を元請（共同企業体の場合は代表者に限る。）とした実績（平成25年度末までに完了するもの）を有すること。

(エ) 現折居清掃工場の解体工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。

⑥ 本施設の運転、維持管理を行う企業

応募グループの構成員又は協力企業のうち、本施設の運転、維持管理業務を担当する企業は、以下の要件を満たすこと。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこと。

(ア) 発電設備を有し、かつ複数の炉で構成されている一般廃棄物処理施設（全連続燃焼式ストーカ方式に限る。）の3年以上の運転実績を有すること。

(イ) 前項の施設での運転実績を有する専門の技術者を運営開始から2年以上専任で配置できること。

(3) その他

① 応募グループの構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募者の構成員又は協力企業になることは認めない。

② 応募グループの構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者<sup>(注)</sup>は、他の応募者の構成員又は協力企業になることは認めない。

③ 同一応募グループが、複数の提案を行うことは認めない。

(注) a 資本関係のある者

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(i) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(ii) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b 人的関係のある者



以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (i) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- (ii) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

### 3. 落札者の審査及び選定

以下の落札者選定基準及び選定方法に従い落札者を選定する。

#### (1) 事業者選定委員会の設置

組合は、落札者の選定に係る審査を専門的知見に基づいて実施するに当たって「城南衛生管理組合折居清掃工場更新施設整備運営事業者選定委員会」を設置している。

事業者選定委員会の委員は、以下のメンバーである。

委員	高岡 昌輝	京都大学大学院	教授
委員	中野 加都子	神戸山手大学	教授
委員	栗原 英隆	公益社団法人全国都市清掃会議	技術顧問
委員	竹内 啓雄	城南衛生管理組合	専任副管理者
委員	浅田 清晴	城南衛生管理組合	施設部長

なお、応募グループの構成員、協力企業及びこの関係者が、落札者選定前までに、事業者選定委員会の委員に対し、当該落札者選定に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

#### (2) 落札者選定基準

落札者選定基準は概ね以下のとおりを予定している。なお、評価項目等の詳細は募集要項に示す。

- ① 非価格要素
- ② 価格要素

#### (3) 落札者選定方法

以下の手順で落札者を選定する。

なお、落札者の選定は、総合評価一般競争入札方式による。評価方法等の詳細は募集要項において示す。

##### ① 第 1 段階：資格審査

資格審査は、組合が応募者から提出された資格審査申請書等を基に、応募者がⅢ－２「応募者の参加資格要件」に示した要件を満たすことの確認を行う。

以上を満たすことが確認された応募者のみ、次段階の対面的対話及び第 3 段階の本審査に参加できることとし、資格審査結果は応募者に対して通知する。

##### ② 第 2 段階：対面的対話

対面的対話は、第 1 段階を合格した応募者と質疑応答を行う。

##### ③ 第 3 段階：本審査

(ア) 基礎審査

基礎審査は、組合が第1段階を合格し、第2段階の対面的対話により回答を得られた応募者から提出された事業提案書について、募集要項に示す事項（組合の要求する性能要件等）を満たしていることの確認を行う。これらを満たすことが確認された応募者のみ次段階の非価格要素審査及び価格審査に進む。

#### (イ) 非価格要素審査及び価格審査

基礎審査において組合の要求する要件を満たした応募者を対象として、非価格要素審査及び価格審査を実施する。

非価格要素として、応募者の提案のうち、募集要項で示す落札者選定基準に沿い事業者選定委員会において評価を行い、点数化する。なお、評価に当たっては、必要に応じて応募者へのヒアリングを実施する。非価格要素の審査基準や点数化の方法等については、募集要項に示す。

価格審査については、価格提案書に記載の金額が予定価格以下である場合に合格とする。価格の点数化方法については、募集要項に示す。

#### (ウ) 総合評価

非価格要素審査及び価格審査を経て、総合評価を行い、事業者選定委員会において、優秀提案者を選定する。総合評価点の算定方法等については、募集要項に示す。

#### (4) 落札者の選定

組合は、事業者選定委員会で選定された優秀提案者に対し、本事業を実施するに相応しいと判断した場合、落札者として選定する。

#### (5) 審査結果の公表

組合は、落札者の決定後、落札者及び審査結果を取りまとめて公表する。

### 4. 応募に係る提出書類

応募者は、応募書類として、以下の書類を提出する。なお、各書類の詳細については、募集要項に示す。

#### (1) 資格審査申請時の主な提出書類

- ① 資格審査申請書
- ② 入札参加資格確認資料

#### (2) 資格審査合格後の主な提出書類

- ① 事業提案書
- ② 入札（価格提案）書
- ③ その他資料

### 5. 落札者決定後の手続

#### (1) 基本協定の締結

組合は、落札者決定後速やかに、落札者と本事業開始のための基本的事項に係る協議を行い、基本協定を締結する。

#### (2) 事業契約に関する協議及び事業契約の締結

（平成27年2月に仮契約締結後、組合議会議決後に本契約移行予定）

組合と民間事業者は、事業契約の契約内容の協議を行い、本事業に係る基本契約を締結する。

また、組合と建設請負事業者は、基本契約に基づき、本事業に係る建設工事請負契約を締結する。

さらに、組合と運営事業者に出資する構成員は、基本契約に基づき、本事業に係る運営業務委託契約を締結する。なお、運営事業者の設立後、組合との契約者は構成員から運営事業者に移行する。

### (3) 運営事業者（特別目的会社）の設立

落札者は、本事業の業務のうち本施設の運営業務を担当させるために、運営開始の6ヶ月前までに運営事業者を特別目的会社として設立すること。

その際、構成員以外の者からの運営事業者への出資は認めない。

また、運営事業者の設立及び運営に関し、運営事業者の株主が締結する株主間契約が、次の各号に定める事項を満たすこと。

- ① 運営事業者の本社住所地为当組合の構成市町内（宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、宇治田原町及び井手町）とすること。
- ② 運営事業者の資本金は、設立時から事業期間を通じて、一定額以上維持すること。
- ③ 応募グループの代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。
- ④ 応募グループの代表企業は、運営事業者の資本金を、設立時から事業期間を通じて、議決権付普通株式の保有割合に応じた一定額以上維持すること。
- ⑤ 運営事業者への出資金は、運営開始までに全額払い込むこと。
- ⑥ 運営事業者の株主は、組合の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

### (4) 交付金申請手続への協力

本施設は、環境省「循環型社会形成推進交付金」の対象施設であることを想定している。民間事業者は、組合が行う交付金の申請手続等に協力するとともに、当該交付金交付要綱等に適合するように本施設の設計・施工業務、関連資料の作成を行う。

## 6. 著作権

応募資料の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、組合は、必要な範囲において公表等を行うことができる。

## 7. 応募に係る費用負担

応募申込み及び応募書類作成に係る経費は、応募者の負担とする。

## 8. 消費税に関する取扱

改正された消費税の税率については、法令に従い適切に取り扱うものとする。

## 9. 暴力団に関する取扱

民間事業者のいずれかの者が、次のいずれかに該当するときは、組合は契約を解除するとともに、組合に違約金を支払う。

- ① 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ⑦ 建設請負事業者または運営事業者が、①から⑤までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）に、組合が建設請負事業者または運営事業者に対して当該契約の解除を求め、建設請負事業者または運営事業者がこれに従わなかったとき。

## 10. 談合に関する取扱

本事業の事業者選定において、次のいずれかに該当するときは、組合は契約を解除するとともに、民間事業者は組合に違約金を支払う。事業契約の履行が完了した後においても、同様とする。

- ① 公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、民間事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第49条第1項の排除措置命令がなされ、同条第7項又は第52条第5項の規定により確定したとき。
- ② 公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、民間事業者が独占禁止法第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第50条第1項の規定による課徴金納付を命じ、同条

第 5 項又は第 52 条第 5 項の規定により確定したとき。

- ③ 公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、民間事業者が独占禁止法第 2 条第 6 項の不当な取引制限をし、同法第 3 条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第 65 条、第 66 条第 1 項、同条第 2 項、同条第 3 項又は第 67 条第 1 項の規定による審決（同法第 66 条第 3 項の規定により原処分全部を取り消す旨の審決を除く。）がなされ、同法第 77 条に規定する期間内に、この審決の取り消しの訴えが提起されなかったとき
- ④ 公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、民間事業者が独占禁止法第 2 条第 6 項の不当な取引制限をし、同法第 3 条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第 65 条、第 66 条第 1 項、同条第 2 項、同条第 3 項又は第 67 条第 1 項の規定による審決（同法第 66 条第 3 項の規定により原処分全部を取り消す旨の審決を除く。）がなされ、当該訴えを却下又は棄却する判決が確定したとき。
- ⑤ この契約に係る入札に関して、民間事業者（民間事業者が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- ⑥ その他この契約に係る入札に関して、民間事業者が前 5 号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。

## IV. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1. 想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の募集要項に示す本施設の機能（性能要件）が十分、発揮できるとともに、事業目的及び施設の基本方針に沿えるよう、設計・施工業務及び運營業務を行うこと。

契約後は、原則として事業提案書からの変更は認めないが、より質の高い機能があるもの等については、組合と協議すること。

### 2. 想定されるリスク及び分担

#### (1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理可能な者がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものである。

設計・施工業務、運營業務に伴うリスクは、原則として民間事業者が負担するが、組合が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、組合がリスクを負担する。

#### (2) 想定されるリスクの分担

組合と民間事業者のリスク分担は、原則として参考資料②「事業に係るリスク分担」の表による。

なお、その内容については、募集要項において示すが、参考資料に示す内容は今後変更される可能性がある。

### 3. 組合による事業の実施状況の監視

組合は、民間事業者の要求水準書、事業提案書等に基づいた業務の実施状況等について、監視を行う。

また、組合へ提出する調査分析結果及び各種報告書作成は、民間事業者自らの費用で行うが、組合が直接実施する調査等については、組合の負担とする。

組合は、主に以下の内容について監視を行う。民間事業者は、監視の結果の修正や作業の指示について、合理的な理由がない限り指示に従うこと。

#### (1) 設計・施工段階

- ① 設計・施工業務に係る各種図書の確認
- ② 施工（解体工事・跡地利用工事を含む）の進捗に併せた状況確認
- ③ 引渡性能試験の立会い

#### (2) 運営段階

- ① 運營業務に係る各種図書の確認
- ② 本施設への立ち入り調査
- ③ 運営事業者の経営状況確認

#### 4. 事業終了時の取り扱い

運営期間終了時には、組合は、運営事業者による本施設の機能検査等の結果を踏まえて本施設の現状確認を行い、施設が適切な状況となっていることの確認を行う。

運営事業者は、運営期間を通じて実施した点検・修繕の実績を踏まえ、建設請負事業者が契約後速やかに策定した長寿命化計画を見直し、機器ごとの耐用年数及び運営期間終了後の修繕計画を策定すること。特に、本施設は30年間の長期安定稼働を目指していることから、運営期間中、施設の適切な運営・維持管理を行うとともに、運営期間終了後も適正な修繕の実施により施設の延命化が図られる計画とすること。

運営事業者は、運営期間終了時に事業計画等に定めた施設性能が維持されていることにつき、組合より承諾を受けた上で、次期運営事業者へ引継を行うこと。

#### 5. 地元雇用や地元企業の活用

本事業の実施にあたって、民間事業者は地元雇用や地元企業からの工事や材料の調達、納品等について配慮すること。

#### 6. 情報公開

運営事業者は、運営事業者自身のホームページを開設し、運営期間中これを管理する。運営事業者は、運営期間を通じて当該ホームページにより、本施設に関する運転データ等を公開すること。

## V. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1. 施設の立地条件

#### (1) 建設地

京都府宇治市宇治折居 18 番地（現折居清掃工場の敷地内）

※参考資料③「位置図」参照

#### (2) 敷地面積及び配置

30,238 m<sup>2</sup>

※参考資料④「全体配置図」参照

#### (3) 施設規模

115 t / 日（57.5 t / 24h × 2 炉）

#### (4) 土地利用規制

都市計画区域：市街化調整区域

防火地域：指定なし

高度地区：指定なし

建ぺい率：60%

容積率：200%

日影規制：指定なし

#### (5) その他

- ・事業用地の周辺道路、敷地状況、地質の概要、周辺概要等については募集要項に示す。
- ・その他詳細については募集要項に示す。



## VI. 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と民間事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従うこと。

また、契約に関する紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## Ⅶ. 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

運営事業者においては、平成 30 年 4 月 1 日に施設が供用開始され、運営業務委託契約に規定される条件に基づいて平成 50 年 3 月 31 日まで運営が適切に継続される必要がある。このため、運営業務委託契約には、運営期間中に事業の継続が困難になった場合（運営事業者の経営破綻、又はその懸念が生じた場合等）の責任の所在及び対応方法を明文化し、その規定に従い対応する。

特に、運営事業者がその責に帰すべき事由により債務不履行に陥った場合において、運営事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、組合は運営事業者に一定の回復期間を与えて、運営事業者の事業遂行能力の回復を待つものとする。

ただし、公共サービスの重大な遅延等が懸念される場合、又は、運営事業者の事業遂行能力の回復が不能であると判断される場合には、組合は、運営事業者との運営業務委託契約を解除し、施設の運営に当たる新たな民間事業者を選定する。

また、民間事業者のいずれかの者が、本事業の期間中に本事業以外の事業において、Ⅲ-10「談合に関する取扱」に示した①から⑥のいずれかに該当するときは、民間事業者に対し、委託費の減額等のペナルティを課すものとする。

## Ⅷ. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1. 法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項

本事業については、民間事業者に対して、法制上及び税制上の優遇措置等を行わない。

### 2. 財政上及び金融上の支援等に関する事項

本事業については、民間事業者に対して、財政上及び金融上の支援等を行わない。

### 3. その他の支援に関する事項

事業実施に必要な許認可に関し、組合は必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、組合と民間事業者で協議により対応策を検討する。

## IX. その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1. 議会の議決

事業契約の締結にあたっては、組合議会の議決を得る必要がある。

### 2. 情報公開及び情報提供

本事業に係る情報提供は、適宜、組合のホームページ等を通じて行う。

### 3. 実施方針に関する問い合わせ先

#### (1) 意見・質問の受付及び提出先並びに期限

実施方針に関する意見・質問がある場合は、「実施方針に関する意見・質問書」を電子メールにより下記期限内に提出することとし、必ず電話にて受信を確認すること。

なお、電子メール以外の意見・質問には応じない。

- ① 意見・質問書：添付ファイルからダウンロードすること
- ② 提出方法：電子メール（アドレスは下記のとおり）
- ③ 提出期限：平成 25 年 12 月 26 日（木）17:00

#### (2) 実施方針に関する意見・質問への回答

実施方針に関する意見・質問に対する回答は、平成 26 年 1 月 10 日（金）までに組合のホームページで公表する。なお、提出があった意見・質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うこととし、全ての意見・質問に回答するとは限らない。

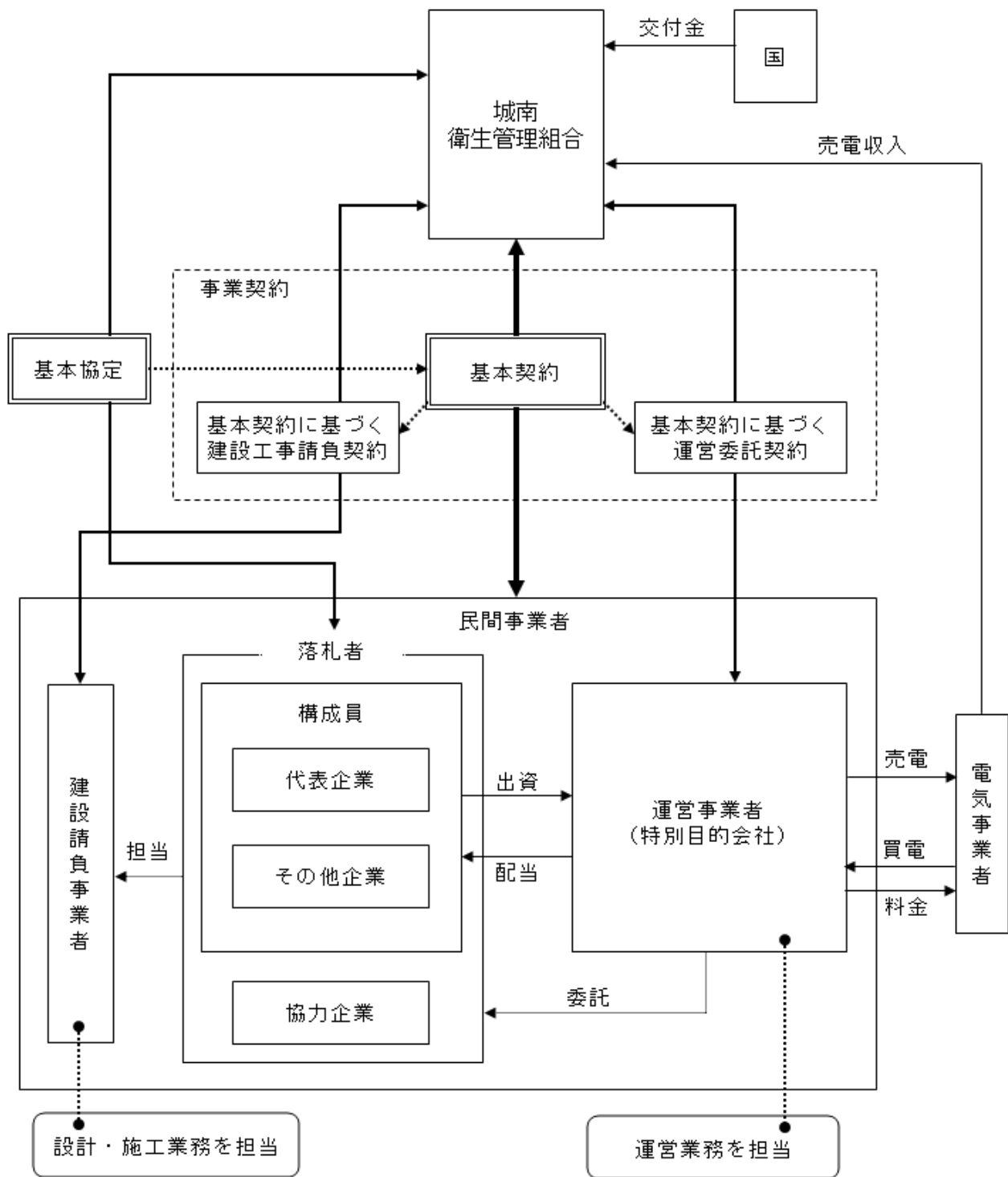
**【城南衛生管理組合 施設部 新折居清掃工場建設推進課】**

住 所：〒611-0021 京都府宇治市宇治折居 18 番地

電 話：(0774) 20-4797

電子メール：oriikoushin@jyonaneikan.jp

参考資料① 事業スキーム図



参考資料② 事業に係るリスク分担

リスク項目		分担		リスクの内容・考え方等		
		組合	民間			
共通	制度・法令リスク		○		事業者ではコントロール不能なリスク。	
	税制リスク	事業者の利益に課される税		○		
		上記以外	○		事業者ではコントロール不能なリスク。	
	物価変動リスク	一定の範囲内		○	一定の範囲は事業者の負担。	
		一定の範囲外	○		大幅な変動があった場合は当組合の負担。	
	政治リスク		○		事業者ではコントロール不能なリスク。	
	不可抗力リスク	一定の範囲内		○	一定の範囲は事業者の負担。	
		一定の範囲外	○		基本的には当組合の負担。	
	住民反対リスク		○	○	起因するものの負担。 ・当組合の負担：下記以外（基本的には当組合が負担） ・事業者の負担：事業者に起因するもの	
	第三者賠償		○	○	起因するものの負担。 ・当組合の負担：下記以外（基本的には当組合が負担） ・事業者の負担：事業者に起因するもの	
計画・設計・建設段階	各種調査不備リスク	当組合が実施した測量・地質調査等	○		実施者の負担。	
		必要に応じ事業者が実施した追加調査		○	実施者の負担。	
	設計・設計変更リスク	提示条件不備 要求変更	○		当組合の役割。	
		建設着工遅延リスク	その他施設設計全般		○	事業者の役割。
	許認可取得リスク		○	○	起因するものの負担。 ・当組合の負担：当組合が取得すべきものは当組合が負担。 ・事業者の負担：基本的には事業者の役割。	
	完工リスク 建設費超過リスク	提示条件不備、要求変更	○		当組合の役割。	
		その他施設建設全般		○	事業者の役割。	

リスク項目		分担		リスクの内容・考え方等	
		組合	民間		
運 営 段 階	ごみ量変動リスク		○		当組合の役割。(実処理量に応じて負担)
	ごみ質変動リスク	高質・低質の範囲内		○	事業者の役割。
		高質・低質の範囲外	○		事業者ではコントロール不能なリスク。
	許認可取得リスク		○	○	起因するものの負担。 ・当組合の負担：当組合が取得すべきものは当組合が負担。 ・事業者の負担：基本的には事業者の役割。
	性能リスク 維持管理 費超過 リスク	提示条件不備、要求変更	○		当組合の役割。
		その他施設運営全般		○	事業者の役割。
	施設・設備 損傷 リスク	事故や火災発生等		○	事業者の役割。
		第三者による施設破損	○		事業者ではコントロール不能なリスク。
	技術革新		○	○	双方の申し出、協議による
	搬入禁止 物混入 リスク	注意義務違反		○	事業者の役割。
		上記以外	○		当組合の役割。
	発電収入 変動 リスク	運転に起因するもの		○	事業者の役割。
		上記以外	○		事業者ではコントロール不能なリスク。
終了 段 階	施設の性能 確保 リスク 維持管理 費超過 リスク	要求変更	○		当組合の役割。
		その他全般		○	性能確保ができない場合は事業者が修復。

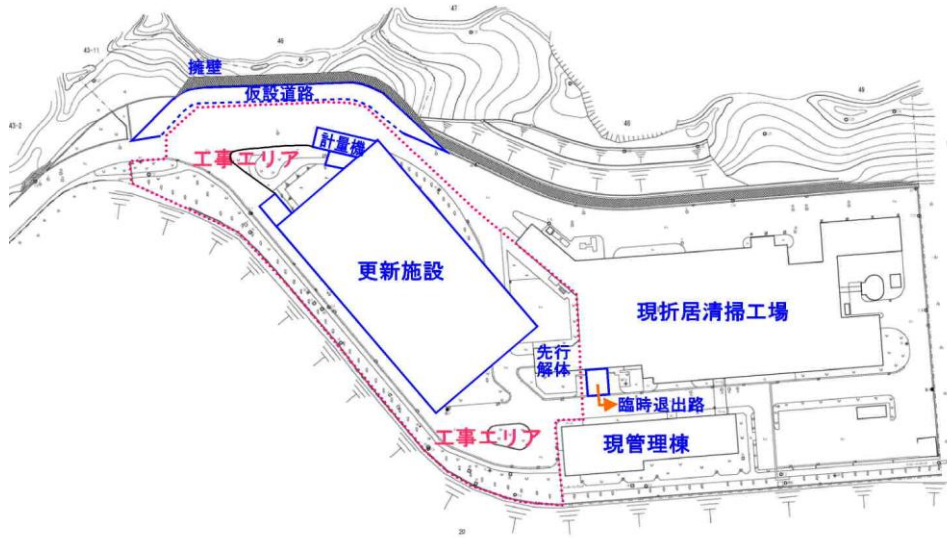
参考資料③ 位置図



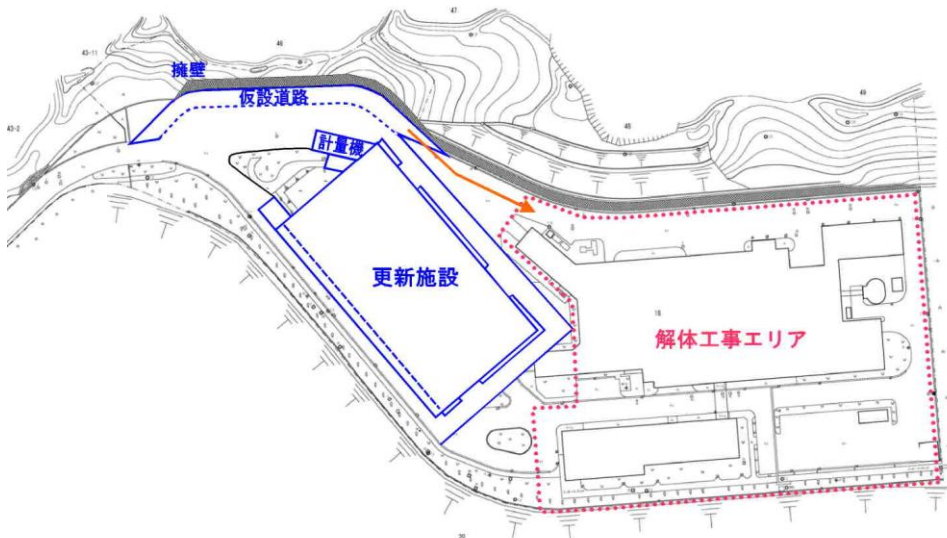


参考資料④ 全体配置図

本施設施工時の仮設計画(想定)



現施設解体時工事エリア(想定)



完成時(想定)

